アルコール健康障害対策推進基本計画（第3期）の取扱状況（概要）（令和8年9月末時点）

重点課題について

1. アルコール健康障害の発生予防

＜重点課題＞

・ 飲酒による身体等への影響について、年齢・性別・体質等による違いや、飲酒による疾病・行動に関するリスクなどを分かりやすく伝えるとともに、不適切な飲酒を防止する社会づくりを通じて、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防する。

重点目標

○ 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合を10%（男女合わせた全体の値）まで減少させること。特に、女性については6.4%まで減少させること

○ 20 歳未満の者の飲酒をなくすこと

○ 妊娠中の飲酒をなくすこと

達成状況

○ 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合

	ベースライン値※1（R6年）		直近値
男性	13.9%	⇒	―
女性	9.3%	⇒	―

○ 20 歳未満の飲酒者の割合

	ベースライン値（R6年）		直近値
中学・高校生	1.7%	⇒	―

○ 妊娠中の飲酒者の割合

ベースライン値（R5年）		直近値（R6年）※2
1.0%	⇒	1.5%

※1 「ベースライン」とは、アルコール計画（第3期）の「評価・検証のための関連指標」に記載されている「現状のデータ」

※2 令和6年度母子保健事業の実施状況等

取組状況

○ アルコール関連問題啓発週間に合わせて啓発ポスターを作成し、啓発活動を実施した。また、同週間に合わせて「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」の紹介動画を公表する予定。（厚生労働省）

○ 生活習慣病予防のための健康情報サイトe-ヘルスネット内で飲酒と生活習慣やライフサイクルとの関係を情報発信したり、依存症対策全国センターHPで情報提供すること等を通じて、飲酒のリスク等について正しい知識を普及し、不適切な飲酒の防止に取り組んだ。（厚生労働省）

○ 20歳未満飲酒防止強調月間に合わせて広報ポスターを作成し、啓発活動を実施した。（国税庁、警察庁）

重点課題について（つづき）

2. アルコール健康障害の進行・重症化予防、再発予防・回復支援

＜重点課題＞

・ アルコール健康障害の早期発見や早期介入により、アルコール健康障害の進行及び重症化を予防し、地域での連携を進めることで、再発予防・回復支援につなげる。

重点目標

○ 全ての都道府県・政令指定都市におけるアルコール健康障害対策に関する連携会議の設置・定期的な開催 （年複数回）
○ アルコール依存症に対する正しい知識・理解を持つ者の割合の継続的な向上
○ アルコール健康障害事例の継続的な減少
○ 医療機関へつながった新規患者数の増加

達成状況

○ 都道府県・政令指定都市における関係者連携会議の設置・定期的な開催状況 ※1

ベースライン値（R6年度） 設置状況		直近値（R7年度）	ベースライン値（R6年度） 開催状況（年複数回）		直近値（R7年度）
67自治体／67自治体	⇒	67自治体／67自治体	14自治体／67自治体	⇒	16自治体／67自治体

○ アルコール依存症に対する認識

	ベースライン値（R5）		直近値
① アルコール依存症やアルコール依存症者に対するイメージ			
・ 酒に酔って暴言を吐き、暴力を振るう	51.7%	⇒	―
・ 昼間から仕事にも行かず、酒を飲んでいる	46.7%	⇒	―
・ 本人の意志が弱いだけであり、性格的な問題である	34.7%	⇒	―
② アルコール依存症について知っているもの			
・ 飲酒をコントロールすることができない精神疾患である	76.5%	⇒	―
・ 飲酒をしていれば、誰もが依存症になる可能性がある	44.9%	⇒	―
・ 断酒を続けることにより、依存症から回復する	29.8%	⇒	―

○ アルコール健康障害の重症化予防

・ アルコール関連肝疾患で受診した患者数

ベースライン値（R5年）		直近値
71,000人	⇒	―

・ アルコール関連肝疾患による死亡者数※2

ベースライン値（R6年）		直近値（R7年）
6,343人	⇒	6,027人

○ 依存症専門医療機関における新規受診患者数（アルコール）

ベースライン値（R6年）		直近値
男性 11,840人	⇒	―
女性 2,873人	⇒	―

※1 アルコール健康障害対策推進室調べ。「設置状況」について、都道府県主催会議への参画を含めてカウントしている。
※2 厚生労働省 人口動態統計

取組状況

○ 都道府県等において関係者連携会議の設置・定期的な開催を通じ、地域の連携体制の構築に取り組んだ。（厚生労働省）
○ アルコール健康障害への早期介入や、地域の一般医療機関と専門医療機関との円滑な連携を図るため、「一般医療機関におけるAUDIT導入の効果検証」や「医療連携手引き（マニュアル）作成事業」などの調査研究事業を実施中。（厚生労働省）

重点課題について（つづき）

3. アルコール健康障害の当事者及びその家族（こどもなど）への支援

＜重点課題＞

・ アルコール健康障害の当事者及びその家族がより円滑に適切な支援に結びつくよう、相談支援体制等を構築する。

重点目標

○ 連携会議における児童福祉部門等との連携状況

○ アルコール関連問題を有する者の家族への影響などに関する実態把握

達成状況

○ 関係者連携会議における児童福祉部門等との連携状況※1

・ 児童福祉部門との連携状況

ベースライン値（R6年度） 11自治体／67自治体 ⇒ 直近値（R7年度） 17自治体／67自治体

・ 女性支援部門との連携状況

ベースライン値（R6年度） 5自治体／67自治体 ⇒ 直近値（R7年度） 9自治体／67自治体

・ 教育部門との連携状況

ベースライン値（R6年度） 38自治体／67自治体 ⇒ 直近値（R7年度） 39自治体／67自治体

・ DV相談支援部門との連携状況

ベースライン値（R7年度） 8自治体／67自治体

○ アルコール関連問題を有する者の家族への影響などに関する実態把握

令和7年度に実施した「アルコール関連問題をもつ人の家族の実態とニーズに関する調査」※2により、アルコール関連問題をもつ人の家族は身体的苦痛、抑うつ・不安、経済的困難を抱えており、家族支援のニーズが高いことが確認された。

＜家族の精神的健康＞ 「抑うつ・不安」の問題がある者：73.7%

＜家族の経済的困難＞ アルコール問題によって経済的な困難を感じた者：42.1%

＜当事者のアルコール問題から影響を受けた子どもについて（回答者が当事者の子ども自身の場合）＞

当事者から暴言・暴力をふるわれた：54.2% こころの不調があらわれた：48.6%

※1 アルコール健康障害対策推進室調べ。「連携状況」については、都道府県主催会議への参画を含めてカウントしている。

※2 （独）国立病院機構 久里浜医療センターが実施。調査協力可能な 98 のアルコール依存症専門医療機関に来訪した 18 歳以上の当事者家族を対象としてアンケートを実施。アルコール依存症専門医療機関への来訪とは，当事者の通院の付き添い（初診・再診）、入退院時の付き添い、入院時の面会，医療機関で行われている家族会への参加、当事者についての相談で家族のみが来訪した場合等を指す。有効回答数：1,138票、調査期間：令和7年4月～8月。

取組状況

○ アルコール健康障害対策部門だけではなく、児童福祉部門や女性支援部門、配偶者暴力相談支援部門、教育部門などの関係機関との地域での包括的な連携協力体制の推進について、関係省庁連名の事務連絡にて都道府県等に依頼した。（厚生労働省、内閣府、こども家庭庁、文部科学省）

○ アルコール関連問題を有する者の家族への影響などに関する実態把握を行った。（厚生労働省）

○ 調査研究事業において、「アルコール問題をもつ人の家族への支援にかかる好事例等を活用した相談支援のガイドラインの作成」を実施し、相談支援ガイドラインの内容及び支援の指針等の作成に着手した。（厚生労働省）

○ 「こども虐待対応の手引き」において、アルコール依存症などの問題を抱える保護者等に対する対応方法等について盛り込み、児童相談所の職員やこども家庭センターの職員等に対して周知した。（こども家庭庁）

基本的施策の取組状況について

1. 教育の振興等

（目標）国民一人一人がアルコール健康障害を「我が事」と認識できるよう、飲酒による身体等への影響の年齢・性別・体質等による違いや、飲酒に伴う疾病・行動などのリスクに関するきめ細かな啓発の推進や、国民の間でのアルコール依存症に関する適切な認識の普及を行う。

- 小・中・高等学校や大学、自動車教習所等において、飲酒に伴うリスクやアルコール依存について周知啓発。（文部科学省、警察庁、厚生労働省）
- アルコール関連問題啓発週間に合わせて、ポスターを作成。また、同週間に合わせて、飲酒に伴うリスクに関する知識を普及するため「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」の紹介動画を公表予定。（厚生労働省）
- 依存症対策全国センターや厚生労働省のHPにより、飲酒のリスク等について正しい知識等を情報発信。（厚生労働省）
- 20歳未満飲酒防止強調月間にあわせた啓発活動を実施。（国税庁、警察庁）

＜アルコール関連問題啓発週間ポスター＞

令和8年度

令和7年度

＜依存症対策全国センターHP＞

＜20歳未満飲酒防止強調月間＞

（店舗掲示用）

（官公庁等掲示用）

2. 不適切な飲酒の誘引の防止

（目標）国、地方公共団体及び酒類関係事業者が連携し、社会全体で、不適切な飲酒の誘引を防止する。

- 酒類業界において、広告・宣伝に関する自主基準を改正し、酒類の容器へのアルコール量表示のルールを制定。併せて、テレビ広告における注意表示の識別可能性の向上を図り、当該改正内容について周知。（国税庁）
- 「酒類の公正な取引に関する基準」の周知・啓発、総販売原価割れ販売等の取引を行った酒類業者に対する指示・指導等を実施。（国税庁）
- 酒類の販売店において、20歳未満の者に対する酒類の販売防止のための適切な措置が執られるよう必要な働き掛けを行うとともに、関係法令に基づいた的確な取締りを実施。（警察庁）

基本的施策の取組状況について（つづき）

3. 健康診断及び保健指導

（目標）地域及び職域におけるアルコール健康障害予防のための体制の整備、専門医療機関等との連携を強化する。

- 都道府県等において、アルコール健康障害対策に関する連携会議の開催や地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援モデル事業を実施。（厚生労働省）
- 職域における対応を促進するため、事業者向けの啓発資材を作成中。（厚生労働省）
- 関係機関・団体等と連携して地域・職域等における飲酒運転根絶への取組を推進。安全運転管理者等に対する講習の機会等を通じたアルコールと健康等についての周知を実施。（警察庁）
- 各運輸機関（鉄道、自動車、海事、航空）において、保安監査等の機会を捉え、アルコール依存症リスク等について周知。（国土交通省）

＜連携会議の設置・開催状況＞（※1）

	R6年度	R7年度
設置状況	67／67自治体	67／67自治体
開催状況（年複数回）	14／67自治体	16／67自治体

4. アルコール健康障害に係る医療の充実等

（目標）アルコール依存症をはじめとするアルコール健康障害の当事者が、その居住する地域にかかわらず、質の高い医療を受けられるよう、専門医療機関を整備するとともに、かかりつけ医や一般の精神科医療機関など地域の医療機関が連携し、各地域における医療連携の推進を図る。

- 都道府県等において専門医療機関を設置。（厚生労働省）
- 依存症対策全国センターや都道府県等において医療従事者を対象とした研修を実施し、専門的な治療に関わる人材を育成。（厚生労働省）
- 医療連携手引き（マニュアル）の作成など、地域の連携に資する研究を実施。（厚生労働省）
- アルコール問題をもつ人の家族への支援にかかる相談支援ガイドラインの作成に関する研究を実施。（厚生労働省）

＜アルコール依存症の専門医療機関等の設置状況＞

	R7年度	R8年9月末
専門医療機関	62／67自治体	62／67自治体
治療拠点機関	53／67自治体	53／67自治体

＜研修参加者数※＞

	R6年度	R7年度
依存症治療指導者養成研修	49人	54人
依存症医療研修	4,650人	4,181人

※ 依存症対策全国センターで「依存症治療指導者養成研修」を実施、都道府県等で「依存症医療研修」を実施。依存症医療研修は、アルコールを含む研修を集計した結果。

基本的施策の取組状況について（つづき）

5. アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

（目標）飲酒運転等をした者やその家族について、精神保健福祉センターや保健所等を中心とした地域の関係機関の連携により、適切な支援につなぐ体制を構築する。

- 交通安全教育等の機会や都道府県警察のウェブサイトにおいて、アルコール依存症のスクリーニングテスト等を紹介・掲載。また、警察署等の窓口に、アルコール依存症等に関するパンフレットや、アルコール健康障害に関する地域の関係機関又は自助グループ等のパンフレット等を配置。（警察庁）
- 刑事施設や保護観察所において、飲酒運転事犯者等に対し、アルコール問題の相談や治療を行う機関・団体等の紹介を含めた指導を実施。（法務省）
- アルコール依存症が疑われる者の割合や、飲酒運転が生じた背景等の調査を実施。（厚生労働省）

6. アルコール依存症の当事者及びその家族に対する相談支援等

（目標）地域において、相談、治療、回復支援に関係する機関等の連携の促進等により、アルコール関連問題を有する者とその家族が適切な相談支援を確実に受けられる体制を強化する。

- 都道府県等において相談拠点を設置。（厚生労働省）
- アルコール健康障害対策部門だけではなく、児童福祉部門や女性支援部門、配偶者暴力相談支援部門、教育部門などの関係機関との地域での包括的な連携協力体制の推進について、関係省庁連名の事務連絡にて都道府県等に依頼。（厚生労働省、内閣府、こども家庭庁、文部科学省）
- 依存症対策全国センターや都道府県等において相談従事者を対象とした研修を実施し、相談支援に関わる人材を育成。（厚生労働省）
- アルコール問題をもつ人の家族への支援にかかる相談支援のガイドラインの作成に関する研究の実施。（厚生労働省）

＜アルコール依存症の相談拠点機関の設置状況及び相談件数＞

	R6年度	R7年度
相談拠点機関	67／67自治体	67／67自治体
相談件数※1	18,516件	―

※1　保健所及び精神保健福祉センターの相談件数

＜研修参加者数＞

	R6年度	R7年度
依存症相談対応指導者養成研修※2	58人	52人
依存症相談対応研修※3	7,688人	7,807人

※2　依存症対策全国センターで「指導者養成研修」を実施
※3　都道府県等で「依存症相談対応研修」を実施。依存症相談対応研修は、アルコールを含む研修を集計した結果

基本的施策の取組状況について（つづき）

7. 社会復帰の支援

（目標）アルコール依存症者に対する理解を進め、就労や復職における必要な支援を充実させるとともに、地域における自助グループ、回復支援施設と職域の関係者との情報共有や必要な連携を行うことで円滑な社会復帰を促進する。

- 労働施策総合推進法の改正により、令和8年4月から、事業主に対し、職場における治療と仕事の両立を支援するための必要な措置を講じる努力義務が課せられた。当該措置の適切かつ有効な実施のための指針（治療と就業の両立支援指針）を定め、事業主等に対し、両立支援の取組の周知啓発を図っている。（厚生労働省）
- 精神・発達障害者雇用サポーター経験交流会を通じて、ハローワークの障害者担当者等に対して、アルコール依存症を含む依存症の知識及び対応方法の向上の取組を実施。（厚生労働省）

8. 民間団体の活動に対する支援

（目標）国、地方公共団体において、自助グループや民間団体との連携の推進、自助グループの活動の活性化支援、幅広い周知を行う。

- 依存症患者や家族等を対象とした相談支援や普及啓発等に地域で取り組む民間団体の活動の支援、全国規模で活動する民間団体の活動を支援。（厚生労働省）

＜民間団体支援事業の実施状況＞

	R6年度	R7年度
地方で活動する団体への支援	37自治体	41自治体
全国規模で活動する団体への支援	9団体	11団体

別添　1

アルコール健康障害に係る相談拠点・専門医療機関・治療拠点機関
（令和８年９月末時点）

・相談拠点は67自治体、専門医療機関は62自治体（治療拠点機関は53自治体）で設置（R8.9月末時点）

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点
北海道	○保	○	○
青森県	○	○	
岩手県	○	○	
宮城県	○保	○	○
秋田県	○保	○	○
山形県	○	○	
福島県	○	○	
茨城県	○	○	○
栃木県	○	○	○
群馬県	○	○	○
埼玉県	○	○	○
千葉県	○	○	○
東京都	○	○	○
神奈川県	○	○	○
新潟県	○	○	○
富山県	○	○	○
石川県	○	○	○
福井県	○	○	○
山梨県	○	○	○
長野県	○	○	○
岐阜県	○医	○	○
静岡県	○	○	○
愛知県	○保	○	○
三重県	○保	○	○

都道府県	相談拠点	医療機関	拠点
滋賀県	○保	○	○
京都府	○	○	
大阪府	○保	○	○
兵庫県	○	○	○
奈良県	保	○	
和歌山県	○	○	○
鳥取県	○保医	○	○
島根県	保	○	○
岡山県	○	○	○
広島県	保	○	○
山口県	○	○	○
徳島県	○	○	○
香川県	○	○	○
愛媛県	○	○	○
高知県	○	○	
福岡県	○	○	○
佐賀県	○医	○	○
長崎県	○	○	○
熊本県	○	○	○
大分県	○	○	○
宮崎県	○	○	○
鹿児島県	○	○	○
沖縄県	○	○	○
設置都道府県数	47	47	40

政令市	相談拠点	医療機関	拠点
札幌市	○	○	○
仙台市	○区	○	○
さいたま市	○	○	○
千葉市	○	※県が、県全域を対象に選定	
横浜市	○	○	○
川崎市	○	※県が、県全域を対象に選定	
相模原市	○	○	○
新潟市	○	○	○
静岡市	○	※県が、県全域を対象に選定	
浜松市	○	※県が、県全域を対象に選定	
名古屋市	○	○	○
京都市	○	○	
大阪市	○	○	○
堺市	○	○	○
神戸市	○	○	○
岡山市	○	○	○
広島市	○	※県が、県全域を対象に選定	
北九州市	区	○	
福岡市	○	○	○
熊本市	○	○	○
設置政令市数	20	15	13

	相談拠点	医療機関	拠点
計	67	62	53

※相談拠点の○は精神保健福祉センター、保は保健所、医は医療機関、区は区役所
※医療機関＝専門的な医療を提供する依存症専門機関　※拠点＝依存症に係る研修や情報発信等を行う治療拠点

別添 2

アルコール依存症の患者数の推移

（単位：人）

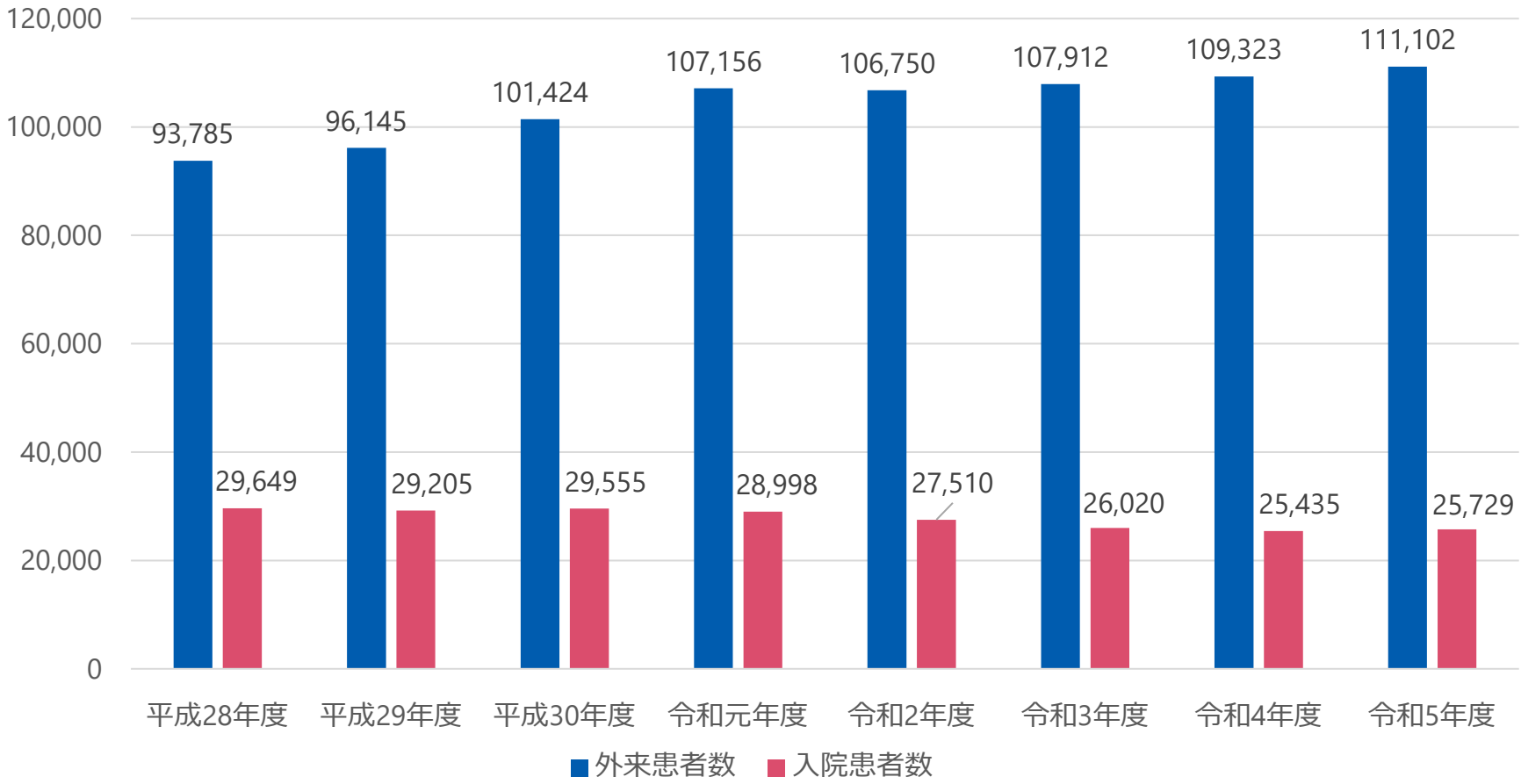

出典：厚生労働行政推進調査事業費補助金「良質な精神保健医療福祉の提供体制構築を目指したモニタリング研究」
（精神保健福祉資料※3）

※1）精神科における外来患者数
※2）精神病床における入院患者数
※3）レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）を基に算出している。なお、令和5年度の患者数は、令和4年度までの数値と比較するために公費レセプトを含まない集計（従来）を利用したため、集計は保険診療の患者に限られ、生活保護受給者等は含まれない。

別添　3

依存症専門医療機関におけるアルコール依存症の新規受診患者数（年度推移）

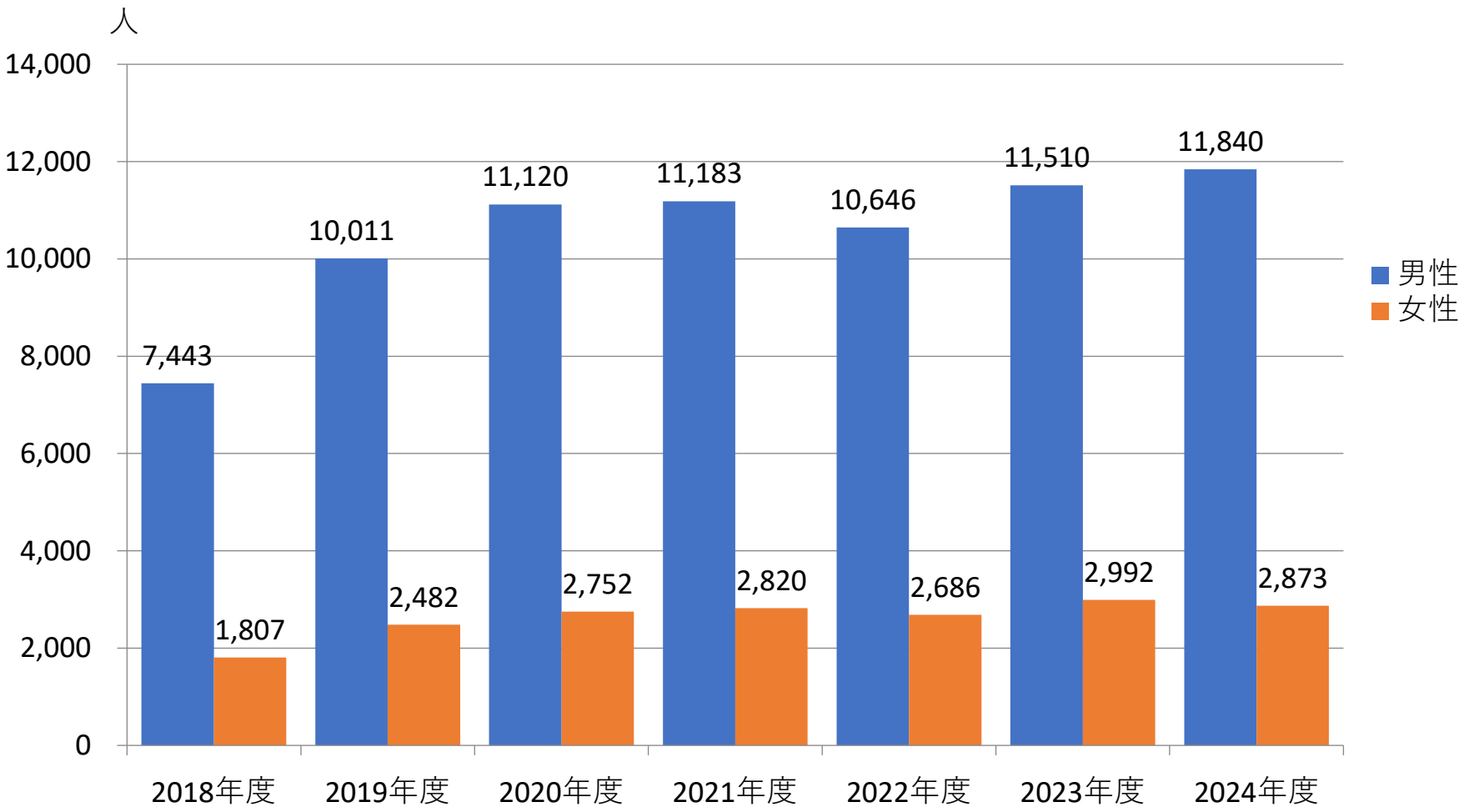

出典：依存症対策全国センター調べ

※令和６年度分の診療実績があった専門医療機関のデータを集計。例えば、薬物依存の専門医療機関であってアルコール依存の専門医療機関ではない病院のアルコール依存症の患者数も集計に含まれる。

保健所及び精神保健福祉センターにおける相談件数の推移（アルコール）

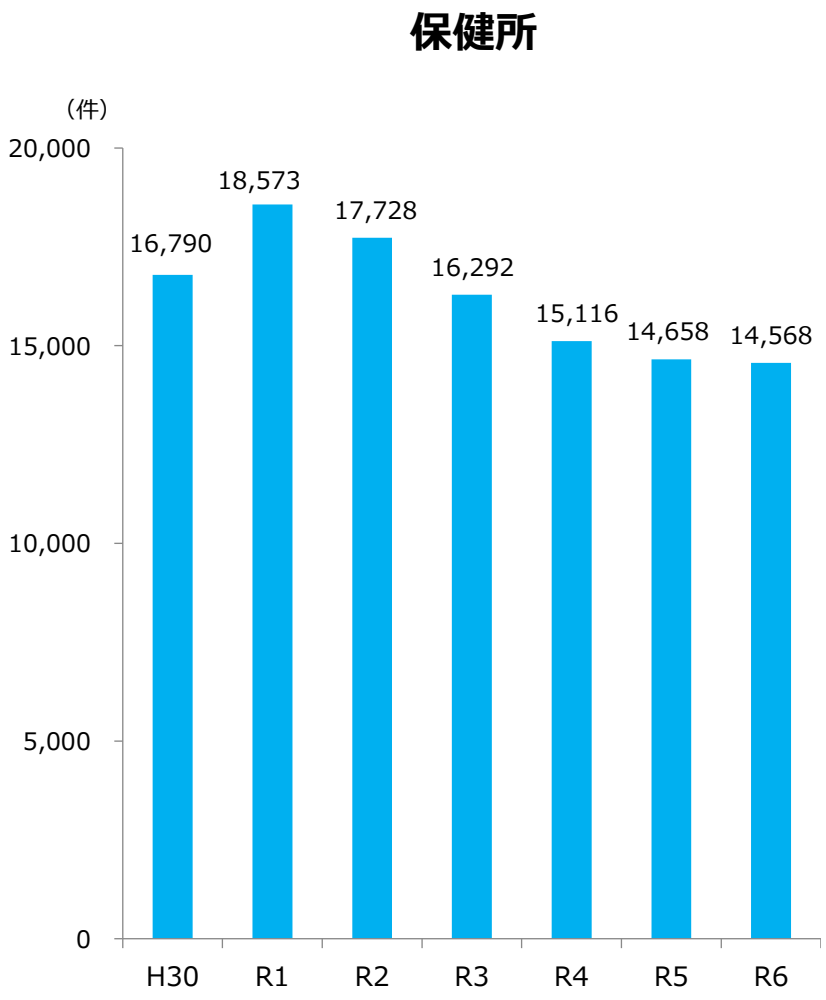

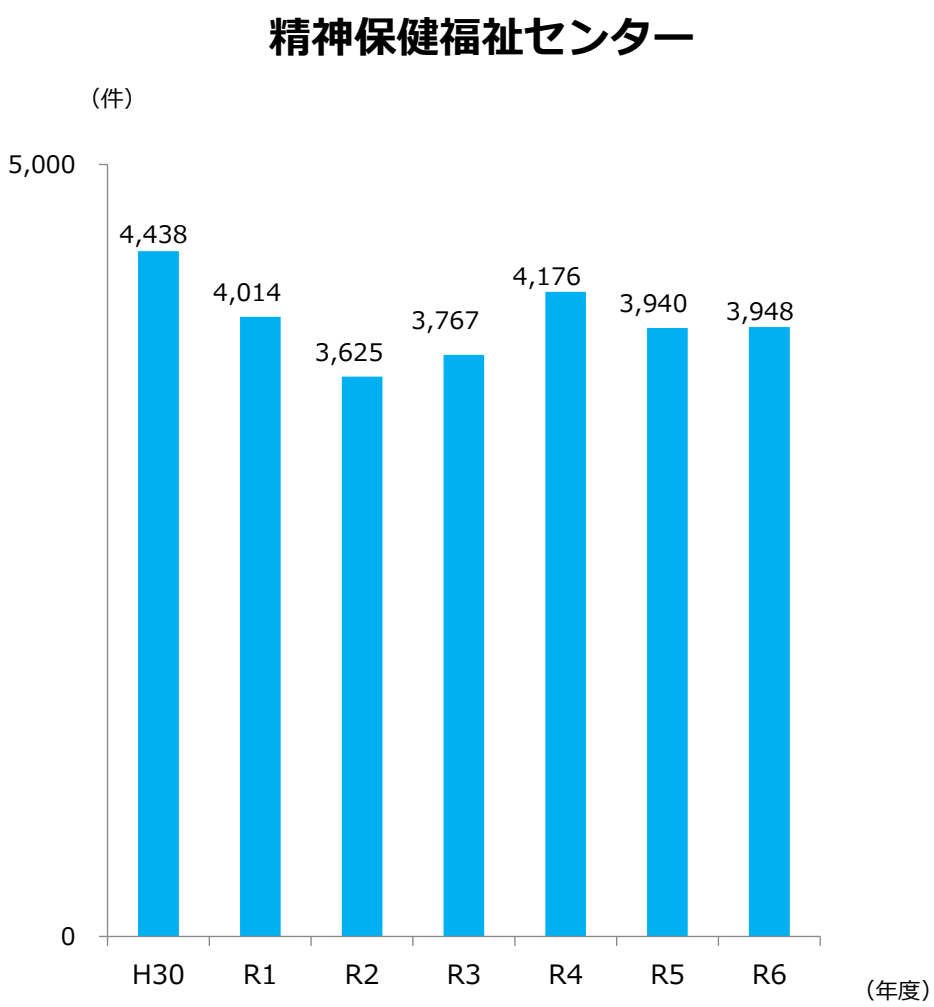

（出典：保健所：地域保健・健康増進事業報告、精神保健福祉センター：衛生行政報告例）

都道府県アルコール健康障害対策推進計画策定状況（令和８年９月末時点）

別添　5

国	第１期策定	第２期策定	第３期策定
北海道	H29年度策定	Ｒ２年度策定	Ｒ７年度策定
青森県	H30年度策定	Ｒ５年度策定	Ｒ８年度策定予定
岩手県	H29年度策定	Ｒ５年度策定	R11年度策定予定
宮城県	H30年度策定	Ｒ５年度策定	R10年度策定予定
秋田県	H30年度策定	Ｒ４年度策定	Ｒ８年度策定予定
山形県	H30年度策定	Ｒ５年度策定	R10年度策定予定
福島県	H29年度策定	Ｒ４年度策定	Ｒ９年度策定予定
茨城県	H29年度策定	Ｒ５年度策定	R11年度策定予定
栃木県	R元年度策定	Ｒ５年度策定	R11年度策定予定
群馬県	H30年度策定	Ｒ５年度策定	Ｒ11年度策定予定
埼玉県	H29年度策定	Ｒ３・Ｒ５年度策定	Ｒ８年度策定予定
千葉県	H30年度策定	Ｒ５年度策定	R11年度策定予定
東京都	H30年度策定	Ｒ５年度策定	Ｒ７年度策定
神奈川県	H29年度策定	Ｒ４年度策定	Ｒ９年度策定予定
新潟県	H30年度策定	Ｒ６年度策定	R14年度策定予定
富山県	H29年度策定	Ｒ４年度策定	R10年度策定予定
石川県	R元年度策定	Ｒ６年度策定	R11年度策定予定
福井県	R元年度策定	Ｒ６年度策定	R11年度策定予定
山梨県	H30年度策定	Ｒ５年度策定	R11年度策定予定
長野県	H29年度策定	Ｒ５年度策定	R11年度策定予定
岐阜県	H29年度策定	Ｒ５年度策定	R17年度策定予定
静岡県	H29年度策定	Ｒ５年度策定	R11年度策定予定
愛知県	H28年度策定	Ｒ５年度策定	Ｒ９年度策定予定
三重県	H28年度策定	Ｒ３年度策定	Ｒ８年度策定予定

国	第１期策定	第２期策定	第３期策定
滋賀県	H29年度策定	Ｒ５年度策定	R10年度策定予定
京都府	H28年度策定	Ｒ２年度策定	Ｒ８年度策定予定
大阪府	H29年度策定	Ｒ５年度策定	Ｒ８年度策定予定
兵庫県	H30年度策定	Ｒ５年度策定	R11年度策定予定
奈良県	H30年度策定	Ｒ５年度策定	R10年度策定予定
和歌山県	Ｒ３年度策定	Ｒ８年度策定	R13年度策定予定
鳥取県	H27年度策定	Ｒ３年度策定	R8年度策定
島根県	H29年度策定	Ｒ５年度策定	R11年度策定予定
岡山県	H29年度策定	Ｒ４年度策定	Ｒ９年度策定予定
広島県	H28年度策定	Ｒ５年度策定	Ｒ11年度策定予定
山口県	H28年度策定	Ｒ５年度策定	Ｒ８年度策定予定
徳島県	H28年度策定	Ｒ５年度策定	R11年度策定予定
香川県	H30年度策定	Ｒ３年度策定	Ｒ８年度策定予定
愛媛県	H29年度策定	Ｒ６年度策定	R10年度策定予定
高知県	H29年度策定	Ｒ６年度策定	R12年度策定予定
福岡県	H29年度策定	Ｒ３年度策定	Ｒ８年度策定予定
佐賀県	H29年度策定	Ｒ４年度策定	Ｒ９年度策定予定
長崎県	H30年度策定	Ｒ５年度策定	R17年度策定予定
熊本県	H30年度策定	Ｒ５年度策定	R10年度策定予定
大分県	H29年度策定	Ｒ５年度策定	R10年度策定予定
宮崎県	R元年度策定	Ｒ５年度策定	R11年度策定予定
鹿児島県	H30年度策定	Ｒ５年度策定	Ｒ10年度策定予定
沖縄県	H29年度策定	Ｒ４年度策定	Ｒ９年度策定予定
策定済	**47自治体**	**47自治体**	**４自治体**

※ 都道府県のアルコール健康障害対策推進計画は、他法令に基づく計画と一体的に策定されている場合がある。
このため、本表は、国のアルコール健康障害対策推進基本計画の各期の改定を踏まえ、各都道府県において当該計画に該当する計画が改定等された時期について調査したものである。

令和７年度　依存症の理解を深めるための普及啓発

- アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症は、適切な治療とその後の支援によって、**回復可能な疾患**。
- その一方で、依存症に関する正しい知識と理解が得られていない上、依存症への偏見、差別もあり、**依存症の方やその家族が適切な治療や支援に結びついていないという課題**がある。
- こうした課題の解決に向けての取組として、イベントやSNSをはじめとする各種媒体で情報発信を進める。

①依存症当事者と語るトークイベントを開催
- テーマ「依存症の理解を深めよう　回復を応援し、受け入れる社会へ」
- 依存症の当事者・支援者、専門の医師らが登壇。依存症とはどんな病気か、回復するために何が大切か、私たちにできることは何かを語り合い。

②各依存症をテーマとした動画コンテンツの作成
- 「こころCafé~依存症を語り合う夜~」著名人と依存症当事者による、本音の語り合い
- 「THEインタビュー『依存症のリアル』」依存症当事者へのインタビューを実施
  それぞれYouTubeにて、アルコール、薬物、ギャンブル、ゲーム障害、依存症全般の全5回年度内配信予定

③教員向けオンラインセミナーの開催
- テーマ「専門家が語る　教員が知っておくべきゲーム障害の基礎知識」

④特設WEBサイト、ＳＮＳを活用した情報発信
- 「依存症の理解を深めるホームページ」：イベント紹介、マンガ、動画等で依存症に関する正しい知識を啓発
- 「依存症なび」：X、Facebook、Instagram

⑤アウェアネスシンボル（Butterfly Heart）
- アウェアネスシンボルマーク（Butterfly Heart）を依存症に対する治療・回復支援への応援の意思を表明する象徴として広く展開

Butterfly Heart

依存症の理解を深めるための普及啓発事業 特設ページ
https://www.izonsho.mhlw.go.jp/topics_symbolmark.html

別添 7

依存症対策の推進にかかる令和８年度予算　8.4億円＋2.2億円（令和7年度補正予算）

①地域における依存症の支援体制の整備　５．７億円　→　５．７億円

- 都道府県・指定都市等において、人材育成や医療体制及び相談体制の整備を推進するとともに、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制の構築、専門医療機関や治療拠点機関等との連携体制の構築など、地域の医療・相談支援体制の整備を推進する。

②依存症民間団体支援　０．７億円　→　０．７億円

- 依存症者や家族等を対象とした相談支援や普及啓発等に全国規模で取り組む民間団体を支援する。

③全国拠点機関における依存症医療・支援体制の整備　１．１億円　→　１．１億円

- 依存症対策全国拠点機関（久里浜医療センター）において、アルコール、薬物、ギャンブル等に対応した相談・治療等について指導者の養成や情報発信等を行い、依存症治療・支援体制の整備を推進する。

④依存症に関する調査研究の実施　０．４億円　→　０．４億円
（令和７年度補正予算　２．２億円）

- 依存症の実態解明等に関する調査研究に加え、アルコール健康障害対策推進基本計画、ギャンブル等依存症対策推進基本計画及び再犯防止推進計画に基づく調査研究や、ゲーム障害に関する知見の集積を図るなどのため、必要な調査研究を実施する。

⑤依存症に関する普及啓発の実施　０．５億円　→　０．５億円

- 依存症者や家族等が地域の治療や支援につながるよう、依存症に関する正しい知識と理解を広めるための普及啓発を実施する。

⑥アルコール・薬物・ギャンブル等の民間団体支援　地域生活支援事業等の内数　→　地域生活支援事業等の内数

- 地域で依存症関連問題に取り組む民間団体の支援を行う。